Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和7年10月28日 住宅局建築指導課

# 新明和工業株式会社が供給した自動車車庫(機械式立体駐車場)の 屋根における国土交通大臣認定仕様への不適合について

新明和工業株式会社より国土交通省に対し、同社が供給した一部の自動車車庫(機械式立体駐車場)の屋根の仕様が、建築基準法に基づく国土交通大臣認定に適合しない仕様となっているとの報告がありました。

これを受け、国土交通省は同社に対して、改修等の迅速な実施等の所要の対応を行うよう指示しました。

#### 1. 事案概要

令和7年10月16日(木)、新明和工業株式会社より国土交通省に対し、同社が供給した一部の自動車車庫(機械式立体駐車場)の屋根(耐火構造\*)の仕様が、建築基準法に基づく国土交通大臣認定に適合しない仕様となっているとの報告がありました。

※ 建築基準法では、防火地域等にある建築物の屋根については、通常の火災による周囲への延焼を防止するため、規模等に応じて、耐火性能を有する構造(耐火構造)とすることを求めている。耐火構造については、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの(告示仕様)又は国土交通大臣の認定を受けたものとする必要がある。

上記報告を受け、国土交通省から同社に対して必要な調査等を指示した結果、令和7年 10 月 27 日(月)までに、以下の報告がありました。

- (1) 新明和工業株式会社が供給した自動車車庫(機械式立体駐車場)のうち、屋根が大臣認定に適合しない仕様となっており、建築基準法で求める性能を満たさず改修等が必要となるものは、508 棟であること(平成6年 12 月~令和7年7月に供給)。(参考1)
- (2) 不適合の内容は、新明和工業株式会社が供給した自動車車庫(機械式立体駐車場)の 屋根における折板屋根の固定方法や重ね部の緊結方法が大臣認定の仕様と異なる仕 様であったこと。(参考2)
- (3) 同社は、対象の自動車車庫(機械式立体駐車場)について速やかに改修等を行う方針であること。

#### 2. 国土交通省における対応

- (1) 新明和工業株式会社への指示
  - ① 所有者等関係者への丁寧な説明
  - ② 特定行政庁等への報告
  - ③ 改修等の迅速な実施
  - ④ 原因究明及び再発防止策のとりまとめ等
  - ⑤ 相談窓口の設置
  - ※ 1. (1)のもの以外で、大臣認定の仕様に適合しない仕様となっている屋根についても、速やかに第三者 機関において必要な性能を確認し、所有者等関係者に丁寧な説明を行うとともに、必要な対応を行うこと。
- (2) 関係特定行政庁への依頼

国土交通省は、関係特定行政庁に対し、物件リストを情報提供し、必要な対応を進めるよう依頼しました。

#### 3. 相談窓口

(1) 新明和工業株式会社において、以下の相談窓口が設置されています。

【窓口】 新明和工業株式会社 お客様センター 電話番号 0120-4951-24 受付時間 24時間対応

(新明和工業株式会社における公表)

https://www.shinmaywa.co.jp/products/parking/news/pdf/notice 25-10-28.pdf

(2) 公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター(愛称:住まいるダイヤル)に次の消費者相談窓口(マンションの駐車場等に関するご相談に限ります。)を設置しています。

【窓口】 電話番号 03-3556-5147 受付時間 10:00-17:00(土日、祝休日、年末年始 12/27~1/4 を除く)

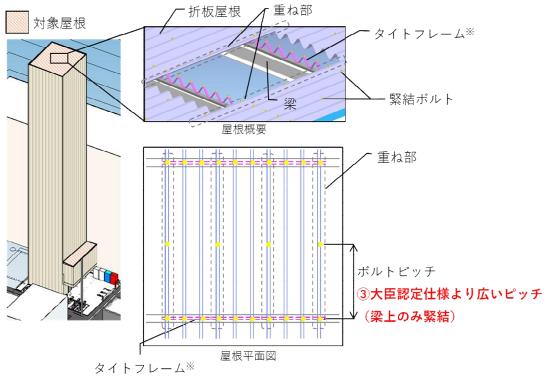
(問い合わせ先)

住宅局建築指導課 課長補佐 畑中 (内線 39-564) 技術調査係長 藤牧 (内線 39-525) 代表 03-5253-8111、直通 03-5253-8513

## 都道府県別棟数

都道府県	対象棟数	都道府県	対象棟数
北海道	0	滋賀県	9
青森県	1	京都府	3
岩手県	2	大阪府	73
宮城県	15	兵庫県	17
秋田県	0	奈良県	3
山形県	0	和歌山県	0
福島県	2	鳥取県	1
茨城県	14	島根県	2
栃木県	6	岡山県	6
群馬県	2	広島県	8
埼玉県	8	山口県	3
千葉県	9	徳島県	1
東京都	73	香川県	4
神奈川県	32	愛媛県	6
新潟県	6	高知県	5
富山県	2	福岡県	52
石川県	3	佐賀県	0
福井県	0	長崎県	7
山梨県	0	熊本県	10
長野県	1	大分県	6
岐阜県	4	宮崎県	0
静岡県	4	鹿児島県	12
愛知県	84	沖縄県	11
三重県	1		
計			508

### 【国土交通大臣認定の仕様への不適合概要】



- ①板厚が大臣認定仕様より薄いものを使用
- ②梁への取付方法が大臣認定仕様と異なる

※折板屋根と梁との固定に使用する部材